

答申第195号
令和4年11月18日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、令和4年10月28日付け佐市障福第4067号により諮問がありました「高齢者・障がい者支援金支給事業における身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付に関する情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。